

前橋市農漁業災害対策特別措置条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(群馬県農業信用基金協会の債務保証等)</p> <p>第8条の2 経営資金の貸付けを受けようとする被害農漁業者は、<u>群馬県農業信用基金協会(昭和37年2月12日に群馬県農業信用基金協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)</u>の債務の保証を受け、融資機関に対し市規則で定める保証人を立て、又は担保を提供しなければならない。</p> <p>2 省略 (定義)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 この章において「農業団体」とは、<u>農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)</u>その他農業を営む者で組織する団体をいう。</p> <p>3～4 省略</p>	<p>(群馬県農業信用基金協会の債務保証等)</p> <p>第8条の2 経営資金の貸付けを受けようとする被害農漁業者は、<u>群馬県農業信用基金協会の債務の保証を受け、融資機関に対し市規則で定める保証人を立て、又は担保を提供しなければならない。</u></p> <p>2 省略 (定義)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 この章において「農業団体」とは、<u>農業生産法人</u>その他農業を営む者で組織する団体をいう。</p> <p>3～4 省略</p>